

# いまこそ職場に労働組合を！

## 2017年6月度の相談状況

### 1. 労働相談の概況

#### 1) 相談者数・件数について

「資料1. 2017年6月 雇用形態別 相談者数 月別集計より」

2017年6月の相談者数は65人で先月（63人）とほぼ同数、前年同月（59人）より増加しています。

相談項目数については、106件、一人あたり1.63件となっており、前年同月（84件）より増加しています。

#### 2) 男女別、雇用形態別相談者数について

「資料1. 2017年6月 雇用形態別 相談者数 月別集計より」

男性35人（53.8%）、女性30人（46.2%）と男性が女性より多く、雇用形態別では、社員41人（63.0%）、社員以外24人（37.0%）となっています。

社員以外では、パートが15人（23.1%）、臨時4人（6.2%）、契約2人（3.1%）、派遣2人（3.1%）、季節1人（1.5%）です。

今回の相談者は正規労働者数が増加し、男性労働者と女性労働者の相談数は、ほぼ同数です。

#### 3) 業種別相談者数について

「資料2. 2017年6月 相談者数（雇用形態・男女・業種別）より」

業種別相談者は、多業種に分散し、内訳は、「医療・福祉」23人（26.8%）、「小売業・飲食店」17人（26.0%）、「その他サービス業」9人（13.9%）、「陸運・倉庫業」4人（9.1%）と続いています。

今月も医療・福祉関係と小売業・飲食店関係の労働者からの相談が増えています。

#### 4) 相談項目（内容）について

「資料3. 2017年6月 相談件数（業種別）より」

主相談項目別相談件数では全体で106件です。

「賃金関係」25件、「労働契約関係」16件、「労働時間関係」15件、「雇用関係」11件と続いています。

今回も、解雇、雇止めなどの雇用関係の相談が減少し、残業代の未払いに関する相談、年次有給休暇に関する相談、就業規則、雇用契約に関する相談が増えているのが特徴です。

## 5) 違法率について

### 「資料 4. 2017 年 6 月 違法件数（業種別）より」

相談項目数のうち、違法件数 59 件、違反率は 53.8%で、前月と比べて若干減少していますが、違反率の高止まりは続いています。今回は、残業代の未払い、年次有給休暇が取得出来ない、労働条件の一方的な不利益変更、雇用契約の内容を順守しないなどの違法行為が増えています。

「賃金関係」18 件、「労働時間関係」10 件、「雇用関係」9 件、「労働契約関係」7 件と続きます。

## 2. 6 月の雇用情勢

引き続き、解雇、雇止めなどの雇用関係の相談が減少しているものの、残業代の未払い、年次有給休暇がとれない、労働条件の一方的な不利益変更、雇用契約の内容を順守しないなどの違法行為が増えているのが特徴です。

解雇、雇止めの相談が減少している要因として、少子化による若手労働者の減少により、人出不足があり、使用者としては解雇どころか働き手を確保するのに苦労している実態があります。

従前の安い賃金での非正規雇用ではなく、賃金水準を引き上げ、正社員として雇用しないと働き手を確保することが困難になってきています。

使用者としては、安い賃金で、いつでも雇止めできる労働者を雇用したいのとの本音がありますが、これでは、より良い人材を確保することは出来ません。

残業代を支払わないという相談は、相変わらず多いのが実態であります。

パート労働者などは、自分たちに年休の権利はないと思い込んでいることがあります。使用者も年休について労働者に周知しない、とらせないこともあって、せつかくの権利がはたせない状態となっています。

労働者を保護するために、いろいろな労働法があります。

労働法について、すこしでも知識を身につけることが、自分たちの権利を守ることになります。

法律では、労使は対等の立場において労働条件を決めることになっていますが、使われる立場ということで実際には力関係において、不利な条件を押し付けられるなど個人の労働者にとって極めて不利な状態となっています。

労働組合のない職場では、労働者と会社側が、労働条件や職場環境などを対等に話し合っただけで決める場面がありません。

その結果として、不当な解雇、賃金の未払い、労働条件の一方的な不利益変更、パワハラなど、様々な問題が日常的に起きています。

職場に労働組合をつくることによって、会社と労働者との個別の労使関係ではなく、会社と労働者の代表とが話し合うことで、労使が対等な立場で物事を決めることが可能となります。

誰もが安心して働き、暮らすためには労働組合が不可欠です。

労働組合をつくることは、難しいことはありません。労働組合結成には、当さっぽろ労働相談センターが責任をもってお手伝いをいたします。

一人でも誰でも加入できる個人加盟の労働組合もあります。

会社に対する不安、不満、問題が発生したときには、当さっぽろ労働相談センターに相談しましょう。

以上

#### 【項目別参考資料】

資料 1. 「2017 年 6 月 雇用形態別 相談者数 月別集計より」

資料 2. 「2017 年 6 月 相談者数（雇用形態・男女・業種別）より」

資料 3. 「2017 年 6 月 相談件数（業種別）より」

資料 4. 「2017 年 6 月 違法件数（業種別）より」